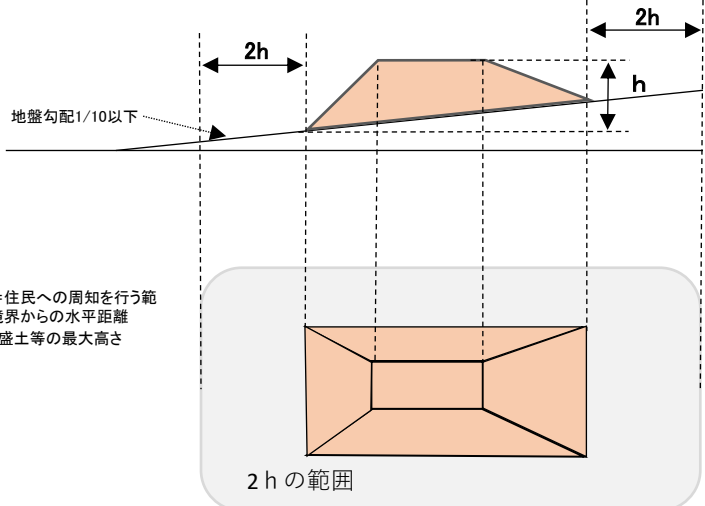
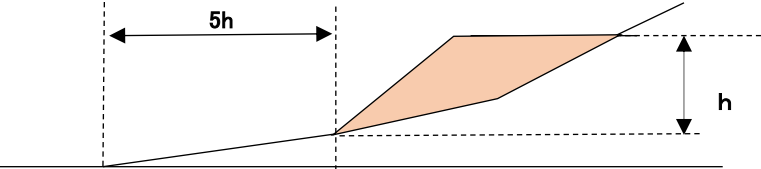
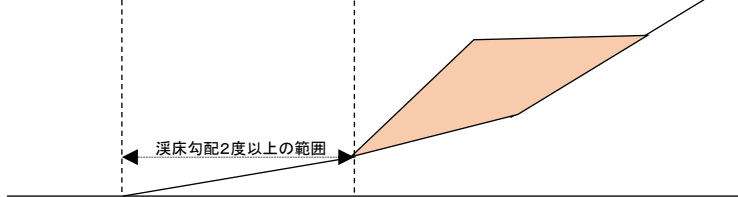


盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界(①、③は盛土、堆積後の法尻、②は切土前の法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ の範囲 ○盛土等を行う土地の隣接地	 地盤勾配1/10以下 $2h$ = 住民への周知を行う範囲境界からの水平距離 h = 盛土等の最大高さ $2h$ の範囲
腹付け盛土	○盛土等の境界から盛土等の最大高さ h にたいして水平距離 $5h$ の範囲内 ○盛土等を行う土地の隣接地	 $5h$ h $5h$ = 住民への周知を行う範囲境界からの水平距離 h = のり肩までの高さ ※上方についても説明範囲は同じとする
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、腹付け盛土の参考図の $5h$ の範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲(参考図) ○盛土等を行う土地の隣接地	 溪床勾配2度以上の範囲

【周知する内容について】

ア 住民への周知の内容には、原則として以下に掲げるものを含むこと。

(ア)工事主の氏名又は名称

(イ)工事が施行される土地の所在地

(ウ)工事施行者の氏名又は名称

(エ)工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

(オ)盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ

(カ)盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積

(キ)盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

(ク)工事を行う目的

(ケ)工事における安全対策

(コ)工事主又は工事主が問合せ窓口として設ける組織等(工事施行者)の名称、所在地及び電話番号

イ 説明会は、周辺地域の住民が集まりやすい時間帯及び場所で開催するとともに、説明会の開催そのものに対しても適切に周知を行うものであること。

ウ 住民への周知は、適切な周知期間を確保したものであること。